

名桜大学留学生授業料減免実施要項

平成14年11月20日
理事長 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、名桜大学における学群・学部及び大学院に正規生として在籍する留学生（以下「留学生」という。）を対象にした授業料減免の実施に関する必要事項を定め、留学生への経済的支援並びに学習及び研究の奨励を図ることを目的とする。

(減免の運用方針)

第2条 留学生の授業料減免（以下「減免」という。）は、学習及び研究成果としての単位の修得状況及びその成績に応じて行う。

(減免の対象)

第3条 減免は、「留学」の在留資格により入国し、本学に在学する留学生を対象とする。

(減免の期間)

第4条 減免の期間は、標準修業年限以内とする。標準修業年限については、学群・学部にあつては8箇学期、大学院にあつては4箇学期とする。

2 減免の決定は、原則として年次内の連続する2箇学期の授業料について有効とする。

(減免の条件)

第5条 減免は、予め正規授業料を完納した留学生を対象とし、在学する年次の過去2学期の単位修得が、次に定める年次ごと修得単位数以上であるものを対象とする。

(学群・学部学生)

年次	1年次	2年次	3年次	(4年次)	(計)	備考
取得単位数	30	32	34	(28)	(124)	

(大学院研究科生)

年次	1年次	(2年次)	(計)	備考
取得単位数	20	(10)	(30)	

(減免率の決定)

第6条 減免率の決定は、前条第5条の条件を満たした留学生を対象に、授業料の半額を減免できる。

2 入学年度（編入学を含む）においては、一律に授業料の半額を減免することができる。

(違法行為と減免)

第7条 違法行為による処罰、学則第44条に基づく処分（退学処分を除く。）があつた場合は減免を取消し、処罰及び処分の日が属する月の翌月から通常の授業料を徴収する。

(報告)

第8条 学長は、留学生の授業料の減免を決定したときは、速やかに理事長に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要項の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

附 則

この要項は、平成14年11月20日から実施し、平成15年度後学期の授業料減免から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度前学期の授業料減免から適用する。
- 2 改正後の第5条の前納制及び第6条の減免率の決定については、平成18年度入学の留学生から適用し、在学生に対しては従前の減免率の決定を適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年2月22日に施行し、平成23年度以前に大学院研究科に入学した者にあつては本学公立法人化前の授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程を適用し、平成23年度以降に大学院研究科に入学した者にあつては平成23年度前学期授業料からこれを適用する。